

第13回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成27年8月31日(月)
午後3時00分～午後5時30分

2、開催場所： 本部町中央公民館（小会議室）

3、出席委員（8人）

会長 9番 比嘉 由具

委員 1番 太田 守隆
2番 渡久地 真吾
3番 高良 久

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫
7番 我那覇 隆
8番 知念 一義

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

議案第51号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第52号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第53号	農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
議案第54号	農地法第5条による許可申請について
議案第55号	非農地証明願いについて
議案第56号	農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
議案第57号	農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大濱 兼愛

7、会議の概要

- 議長 　　ただ今から第13回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 　　全員、出席しております。
- 議長 　　事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。
- 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。
- 議長 　　(異議なし)
異議がございませんので議事録署名員は3番委員と5番委員にお願いします。
書記は事務局職員にお願いします。
- 会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)
異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議長 　　議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
事務局より報告をお願いします。
- 事務局 　　議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条の規定による
許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。
- 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。
番号1番 備瀬774 登記簿現況共に、畑 面積305㎡
1383 登記簿現況共に、畑
1460-2 登記簿現況共に、畑 面積1,675㎡
譲渡人:本部町在住K氏
譲受人:本部町在住H氏
贈与による所有権移転
添付資料説明
- 番号2番 瀬底4488 登記簿現況共に、畑 面積212㎡
譲渡人:糸満市在住U氏
譲受人:本部町在住O氏
売買による所有権移転
添付資料説明
- 以上で説明を終わります。
- 議長 　　説明が終わりました。質疑に入ります。
何か質問はありませんか。
(異議なしの声あり)
議案第51号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第51号は可決いたします。
- 次に進みます。
- 議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について
事務局より報告をお願いします。

事務局

議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について

上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第4条の規定による許可及び同法施行規則第7条第1項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 石川58-4 登記簿現況共に、畑 面積280㎡

申請人:那覇市在住G氏

転用目的:一般住宅

転用理由:平成3年4月に別荘として建築。

農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明

番号2番 渡久地644-3 登記簿現況共に、畑 面積339㎡

申請人:本部町在住M氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:自家を建築したい。

農地区分:500m以内に2つの公共施設が存する第3種農地

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

質疑に入る前に補足説明をお願いします。

2番委員

補足説明いたします。

番号1番 こちらの土地は以前から既に家が建ってる状態です。

番号2番 事前着工されていませんでした。

議長

番号1番は平成3年に建てたという事で始末書は提出されていないんですか。

事務局

始末書提出されていますので、読み上げます。

始末書。この度私は農地転用許可書許可農地法第4条を受けずに

建物を建築した事について多大なご迷惑をお掛けしたことを

誠に申し訳なく存じております。

深く反省し今後は二度とこの様な不始末をしないように

十分注意する事を此処に近い本書を提出いたします。

という事で、始末書が提出されています。

議長

質疑に入ります。何か質問はありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第52号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第52号は可決いたします。

次に進みます。

議案第53号 農地転用事業計画変更承認申請について(農地法第5条)議案といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第53号 農地転用事業計画変更承認申請について(農地法第5条)

上記のことについて、別紙の通り申請書が提出されたので、農地転用許可後の

促進等に関する事務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 浜元540-1 登記簿現況共に、畑 面積305㎡
譲渡人:宜野湾市在住K氏
譲受人:宜野湾市在住K氏
転用目的:店舗(パーラー)
農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地
転用理由:道沿いに面していて、眺望が良いため、隣接した浜元537-1と一体で
パーラーの営業を行いたい。
変更理由:許可された土地が540番地506㎡だが、必要面積が158㎡であったため、
残り305㎡が道路としては不要となった。
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。何か質問はありませんか。

私の方から補足説明します。
5月にも申請されて、異常があつて否決した件と
申請人が同じという事も併せて審議したいと思います。

質問はありませんか。

質問がなければ進めたいと思います。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第53号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第53号は可決いたします。

次に進みます。

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による
許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 備瀬220-1 登記簿、畑 現況、雑種地 面積964㎡

譲渡人:本部町在住K氏

譲受人:本部町在住H氏

転用目的:資材置場

転用理由:賃借人が現在の規模では、十分な面積がなく不自由をしている。
賃借人の事務所にも隣接していて利便性がよく当物件を利用したい。

添付資料説明

番号2番 備瀬1103 登記簿現況ともに、畑 面積600㎡

譲渡人:南風原町在住T氏外3名

譲受人:本部町在住M氏

転用目的:一般住宅

転用理由:二男の住宅を建築し提供したい。

添付資料説明

番号3番 浜元537-1 登記簿現況共に、畑 面積111㎡

540-1 登記簿現況共に、畑 面積305㎡

譲渡人:宜野湾市在住K氏

譲受人:宜野湾市在住K氏

転用目的:店舗(パーラー)

転用理由:通り沿いに面し、眺望も良いため。
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明をお願いします。

2番委員 議案第54号補足説明します。
番号1番 備瀬 すでに資材置場として使われていました。
現在使用してる方は借用する方向だったんですが、
申請後賃料の関係で借用しないとなりましたので、
審議したいと思います。
番号2番 備瀬 事前着工などなく問題ありませんでした。
番号3番 浜元 事前着工もありませんでした。

議長 何か質問はありませんか。

2番委員 番号1番の議案ですが、パトロール中に借主が借りないという話もあり、
いったん保留にし再度確認して提出した方が良いと思います。

議長 議案1番は再度確認してからの進達という形でよろしいですか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第54号は1番に対しては一時保留し、
借主の意思を確認したうえで借りるということであれば許可相当。
2番、3番は可決という事でよろしいですか。
(異議なしの声あり)

次に進みます。

議案第55号 非農地証明願いについて議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第55号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に
規定する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は7件です。
番号1番 石川58-1 登記簿現況共に、畑 面積1,073㎡
願出人:本部町在住U氏
所有者:那覇市在住G氏
申請要項:石の多い土地で長い間放置している間に雑木が生い茂り
畑として使用することが困難である。

添付資料説明

番号2番 浜元361-1 登記簿現況共に、畑 面積1,033㎡
願出人:本部町在住H氏
所有者:同上
申請要項:当該土地は、28年以上放置され雑木が繁茂している。
添付資料説明

番号3番 石川155 登記簿現況共に、畑 面積673㎡
願出人:本部町在住U氏
所有者:那覇市在住U氏
申請要項:当該地は30年以上放置していたため、雑木が繁茂している。
添付資料説明

番号4番 伊豆味415-1 登記簿現況共に、畑 面積146㎡
416-1 登記簿現況共に、畑 面積59㎡

願出人:本部町在住S氏

所有者:本部町在住I氏

申請要項:当該地は平成11年に町が道路拡幅により用地買収され分筆登記している。
その残地であり僅少周辺には岩が点在し、雑木が自生し農地として利用が困難である。

添付資料説明

番号5番 健堅1295 登記簿現況共に、畑 面積57㎡
1297 登記簿現況共に、畑 面積585㎡

願出人:本部町在住H氏

所有者:同上

申請要項:20年以上耕作されておらず、農地として利用が困難である。

添付資料説明

番号6番 伊豆味277 登記簿現況共に、畑 面積113㎡
278-1 登記簿現況共に、畑 面積321㎡
284 登記簿、畑 現況、山林原野 面積256㎡
285 登記簿現況共に、畑 面積870㎡
286 登記簿現況共に、畑 面積838㎡
291 登記簿現況共に、畑 面積818㎡
293-3 登記簿、畑 現況、山林原野 面積70㎡
311 登記簿現況共に、畑 面積1,580㎡
312-1 登記簿、畑 現況、山林原野 面積862㎡
314 登記簿、畑 現況、山林原野 面積1,816㎡

願出人:本部町在住K氏

所有者:同上

申請要項:傾斜が急で農地として利用が困難であるため。

添付資料説明

番号7番 石川5 登記簿現況共に、畑 面積607㎡

願出人:本部町在住T氏

所有者:同上

申請要項:長い間放置され雑草・雑木が生い茂り、農地として利用するのが困難であるため

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明がありましたら、お願いします。

2番委員 議案第55号 非農地証明願いについて
補足説明いたします。

番号1番 石川 現況は雑木は生えていません。

番号2番 浜元 周りは防風林に囲まれている状態です。

番号3番 石川 1/3は草が刈られていて、2/3は大きい木が生い茂っている状態です。

以上で補足説明を終わります。

議長 4、5、6、7番の補足説明はありませんか。

1番委員 補足説明をさせていただきます。

番号4番 伊豆味 2筆あるんですが、1筆は農地として利用できる状況ではありませんでした、
もう1筆は現況は農地ではなく、住宅の進入路として使われてました。

番号5番 健堅 急傾斜になり車が入れる場所でもなく、農地として
活用できるような場所ではありませんでした。

番号6番 伊豆味 雑草雑木が生い茂っていました。

番号7番 石川 こちらも雑草雑木が生い茂っていました。

以上で補足説明を終わります。

議長

番号1番は否決にしたいと思いますがよろしいですか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第55号番号1番は否決
それ以外の土地は可決。4番に対しては、進入路として使うと
一筆書いてもらった後という事にします。
(異議なしの声あり)
次に進みます。

議案第56号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)を議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第56号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について。(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。
番号1番 新里267 面積219㎡ 登記現況を共に、畑
新里267-2 面積189㎡ 登記現況共に、畑
利用権を設定する者:那覇市在住N氏
利用権設定を受ける者:本部町在住U氏
利用目的:畑、5年間の賃貸借。
添付資料説明。

番号2番 具志堅969-2 面積976㎡ 登記現況を共に、畑
利用権を設定する者:北谷町在住G氏
利用権設定を受ける者:本部町在住T氏
利用目的:畑、5年間の賃貸借。
添付資料説明。

番号3番 伊野波 1345 面積1,068㎡ 登記現況を共に、畑
1347 面積1,553㎡ 登記現況共に、畑
1490-1 面積818㎡ 登記現況共に、畑
1491-1 面積899㎡ 登記現況共に、畑
1492-1 面積1,374㎡ 登記現況共に、畑
利用権を設定する者:本部町在住T氏
利用権設定を受ける者:名護市在住T氏
利用目的:畑、30年間の使用貸借。
添付資料説明。
以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。
農業委員会等に関する法律第24条 委員は自己又は同居する親族もしくはその配偶者に関することについては議事に参加する事ができない。とありますので第24条に従い議案第56号の2番と3番については関係者で無い者だけで審議します。
先に1番だけ審議いたします。
何か質問はありませんか。
なければ次に進みます。

1番は提案通り認めてよろしいですか。
(異議なしの声あり)

2、3番については関係する2名は退席してもらい審議します。

2、3番について何か質問はありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がないようなので、提案通り認めてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしとの事なので、議案56号は可決します。

次に進みます。

議案第57号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)議案といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第57号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)

上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 備瀬1858 登記簿現況共に、畑 面積3,522㎡

所有権を移転するもの:本部町在住T氏

所有権の移転を受ける者:本部町在住U氏

利用目的:畑

所有権移転時期:平成27年9月1日

利用権設定から所有権移転へ切り替え。

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

(異議なしの声あり)

議案提案通り認めてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

異議なしとの事ですので可決します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 17時30分

議事録署名員

3番 高良 久

5番 大城 清一

本部町農業委員会会長

会長 比嘉 由具

